

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第2回豊島区児童福祉審議会
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時	令和6年1月24日（水）午後6時30分～
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎5階 507～510会議室
議 題	1 区長あいさつ 2 開 会 3 新委員紹介 4 各部会の開催状況について 5 諮問 6 臨時部会の設置について 7 都道府県社会的養育推進計画について 8 報告事項 （1）豊島区児童相談所開設後の状況について （2）豊島区子ども家庭支援センターの状況について （3）豊島区の子どもの権利擁護について ・としま子どもの権利相談室 ・ヤングケアラー支援 （4）その他 ・児童養護施設退所者等支援事業 ・としま子ども若者応援プロジェクト ・子ども家庭支援センター（案） 9 閉会

公開の可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	柏女委員、武藤委員、三輪委員、石田委員、大竹委員、箕輪委員、坂井委員、 佐藤委員、藤井委員、善本委員、湊委員、小平委員、馬淵委員、馬場委員、 渡邊委員、猪岐委員、小山委員、大久保委員
	関係理事者	区長、子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、保育政策担当課長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

審 議 経 過

事務局： 皆さんこんばんは。定刻になりましたので、只今より豊島区児童福祉審議第2回本委員会を開会いたします。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日はオンラインで参加されている方もいらっしゃると思います。会場とオンラインのハイブリッド形式でございます。それでは早速ではございますけれども、本日は区長もお見えになっております。はじめに豊島区長よりご挨拶申し上げます。

1 【区長あいさつ】

区 長： 皆様明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今年は元日より大変な災害が起きまして、いま豊島区も全力で応援に入っております。少しご報告をさせていただきますけれども、私たちの防災協定を結んでいる都市は幸い被災はされていないんですけれども、それでいいのかという思いもありまして、協定関係なくお困りのところには応援していこうということで、今日は正午に石川県七尾市に向けて、お水18トンを防災危機管理課長はじめ4名が出発をいたしました。順調にいけば夜中の3時に着くと言っております、向こうの受け入れは明日の朝10時ということなので、それまでは車で待機しながら早朝を迎えるというような状況でございます。そして金沢市から30分くらいのところにある内灘町というところがあって、そこは液状化で非常に被害が広がっておるんですけれども、そこもいろいろ情報をとりましたら、簡易トイレが圧倒的に無いということとして、私たちの避難所にありますものを全部かき集めて、トラックの手配が取れ次第、現地にやはり職員が向かうというような体制でおります。また豊島区でとりあえず、10戸お部屋を用意して避難してくださる方はどうぞということで、豊島区は来ないだろうなと思っておりましたら問い合わせがありまして、どういう要件で入れるかのお話もありました。これからは全庁あげて出来る応援は全てやるというつもりで臨んでまいりたいというふうに思っております。

改めまして児童福祉審議委員の皆様には大変お世話になっております。去年の2月1日に児相が出来まして、第一回の審議会を2月の6日に行わせていただきました。そのとき私は副区長でご挨拶をさせていただきまして、早いもので一年となります。この間委員の皆様には4つの部会で16回の部会を開催していただいております。いろいろな審議・調査を積み重ねいただきまして誠にありがとうございます。この一年は本当にですね、児相、それから子ども家庭支援センター、保健所、健康相談所含め全力で子どものために頑張ってきたと思っております。特に私も所長は、都庁の、都の児相長をやられているときから信頼をしているんですけれども、所長をはじめ児相の職員100名、まさに24時間365日眠らない児童相談所とおっしゃいますけれども本当にその通りだと思います。体を張って頑張ってもらっています。私もとにかく区の最困難部署は児童相談所ということで常日頃言っております、それを本庁にいる職員、福祉の部署でなくてもですね、全職員がやっぱり児童相談所が本当に体を張って子どもの命を守っているんだということを職員みんながわかって応援していこうということを常日頃言っております。今年も一番最初に現場に行くのは絶対に児童相談所と思ひまして、職員の顔を見てい

ろいろ辛いんだろうけど、とりあえず元気そうだったので良かったなあと思ったところがございます。また今日は各課の管理職も出ておりますけれども、児相設置市事務というものがものすごく増えまして、子ども家庭部それから福祉の部門、障害のところ、それから保健所、いろんな部署でやったことがない仕事が一気に増えて悪戦苦闘だったと思います。仕事はバンと来ましたけど職員体制がそこまで充実もできていなかったのが本当に残業も沢山させてしまったと思いますけれども、踏ん張ってくれた部署の管理職が今日全て来させていただいております。また、児相の設置市事務が増える中で、あえて言ったほうがいんでしょうか、そういう忙しい中でいろんな新しい事業も始めております。ヤングケアラー支援も積極的にやっていますし、今日司会をしております課長のところでは子どもの権利相談室というのも開設をいたしております。そして子育て支援課では子育て世帯見守り訪問ということで、生後4か月から11か月、最初の3か月は保健所が関わりますけど、それからぽっかり空く期間がやっぱり危ないんじゃないかということで毎月お家を訪問して「大丈夫ですか」、そしてそのご相談、顔を見せて下さったお母さんにはスマホでピッと買い物ができる電子クーポンをお渡しすると、電子クーポンをきっかけにお家に招いていただくということにしていますけれども、その子育て世帯見守り訪問事業というのも2月の1日から始めます。そして、またご報告がありますけど、「なやみみちゃん」と「すいとくん」というかわいいキャラクターを作りまして、子どもたちが相談しやすい環境をつくりましたところ、今日は山本が子ども家庭支援センターのセンター長をしていますけれども、子どもからの相談が非常に増えてきているということで、各部署ますます忙しくなっておりますけれども皆も全力でやっております。この後それぞれが報告いたしますのでご報告聞いていただければと思います。

さて、今日は一つ後ほど委員長に諮問をさせていただこうと思っております。平成28年の改正児童福祉法で子どもが権利の主体であるということを規定して、家庭養育優先原則が明記をされております。東京都で都道府県社会的養育推進計画というのをつくられまして、令和7年から11年の第2期ということで今度改めて次期計画を策定すると伺っております。豊島区としては児童相談所設置市ということで、この都の次期計画策定の時期にあわせて豊島区の社会的養育推進計画をぜひ策定したいというふうに思っております。この関係で、児福審の委員の皆様には国や東京都の動向などとの調整なども見ていただきながら、私たちがどういう計画をつくるべきなのか、またあわせて児童養護施設など子どもたちを守るもう一つのセクションとなるのでしょうか、施設も誘致するのか、するときどういう形がいいのかといったそこもあわせてですね、ぜひご検討をいただきたいと思いますと思っております。後ほどこの2点について諮問をさせていただきたいと思っております。本当に日頃部会はじめ大変先生方にはお世話になっておりますことを御礼申し上げますとともに、改めまして委員長、副委員長はじめ委員の皆様には引き続きのご支援お力添えを心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。報告が盛り沢山でちょっと時間が超えちゃうかもしれませんが、ぜひお聞きいただければと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

2 【開 会】

事務局： 区長ありがとうございました。事務局からいくつかご連絡をさせていただきます。まず本日の出席委員でございますけれども、現在18名でございます。豊島区児童福祉審議会条例第8条に定める定員数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いた

します。それから先ほどもお話ししました今日はハイブリッド方式ということで、オンラインでの参加は3名の委員でございます。1名の委員は都合によりまして途中で退席の予定でございます。それまでどうぞよろしくお願いいたします。それから1名の委員におかれましては本日欠席の連絡をいただいております。オンラインの会議になりますので後ほど発言の場合はですね、挙手、よくわかるように手を挙げていただければと思います。それから資料の確認でございます。事前に郵送でお送りさせていただきましたけれども、資料の方いくつか最後の最後までに練りに練って修正もございました。大変申し訳ございませんが、本日机上に置かせていただいた資料で本日は進めたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。資料は1から14まででございます。不足するものやあるいは印刷がよく見えないものがありましたら職員がお持ちいたしますので遠慮なくお声掛けいただけたらと思います。それから本日の傍聴でございます。本日の傍聴者はございません。次に会議録でございます。会議録は基本的に要旨記録といたしまして、発言者の氏名は公表せず、委員長、委員、事務局という表現になります。会議終了後事務局でとりまとめをいたします。皆様に確認していただいたうえでホームページに公表したいと思っております。それでは事務局からの連絡事項は以上でございます。この先これからの運営につきましては委員長にバトンタッチをしたいと思っております。委員長よろしくお願いいたします。

委員長： 皆さんこんばんは。夜の時間にも関わらずお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。また区長には子ども家庭福祉に非常に理解がある区長になっていただいております。今日もご出席いただきありがとうございます。時間の許す限りぜひご参加ご出席をよろしくお願いいたします。

先ほどお話ありましたように前回開かれたのが2月ということで約一年ぶりというかたちで本委員会はそういうことになりますが、ずっと皆様方には部会に参加をいただいて、言わばルーチンの業務を果たしていただいていることに心より感謝を申し上げたいと思います。今日は先ほど区長のお話にもありましたように、かなり盛沢山の議事が詰まっております。特に新しく諮問されることについてはですね、この後諮問された後に委員が選定されて、そして部会がつくられていくというかたちになりますが、おそらく部会の人数は限りがあると思いますので、今日お見えの方のうちの一部の方が委員になるというようなかたちになるかと思います。そこで、ちょっと詰まった中身ではあるんですけども、その中でもこの社会的養育の専門推進計画、これをつくるために委員になる方もいらっしゃる、ならない方もいらっしゃる、今日できれば言いたいことがあるということを、ぜひ部会でやるときにはこんなことを議論してほしいといったようなことがございましたら、そういう時間も少し取りたいというふうに思っております。事務局とも相談をしましてそのような時間をそんなに沢山取れないかもしれませんが、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。それでは本題に入ります前に、次第の3新委員の紹介ここに入らせていただきたいと思います。事務局から委員のご紹介をお願いいたします。

3 【新委員紹介】

事務局： はい、それでは資料の方は1番の資料でございます。下から4番目の方でございます。今年度から新たに委員になられました方で、東京パブリック法律事務所の所属でございます。委員は保育部会の所属でございます。それでは委員一言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員：ご紹介いただきました者です。東京パブリック法律事務所といいまして、すぐ隣のビルの法律事務所に務めております。2017年に弁護士登録をして、その後出産を機にインハウスに移り、そこではリスクコンプライアンスを主に業務として行っておりました。その後第二子を出産してやはり実務に戻りたいという気持ちから東京パブリックに移籍をしております。私生活でも今ちょうど保育園に通っている二人の娘がおり、子どもの福祉というところでは非常に興味がある分野でございます。また今は東京パブリックで外国人部門という外国籍のご相談者依頼者を中心に法律業務を行っておりまして、そこでもやはり子どもをめぐる紛争というものが非常に多くなっております。ですので、この場で私自身も勉強させていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。心強いお仲間を心より歓迎いたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは次に次第の4各部会の開催状況について各部長から順番にご報告をいただきます。質問やご意見は全部の部会の報告があつてからまとめて行いたいと思います。それでは最初に里親部会のご報告をお願いできればと思います。部長お願いします。

4 各部会の開催状況について

委員：里親部会の審議内容を報告させていただきます。部会についての里親認定の適否について諮問を受け、それから里親の登録の更新・継続が不適当と認められるもの及び適否の確認を要するものについて、諮問を受けて答申する。里親の登録の更新を行ったときに報告を受けております。開催回数ですけれども、御覧のとおり令和4年度の2回を含めまして、令和5年度4回でこれまで6回開催しております。審議件数は諮問件数としては、養育里親4組、養子縁組里親4組、計8組となっております。適格とされた方々が里親4組、養子縁組里親4組、計8組となります。区の里親登録状況については御覧のとおりになっております。里親部会の方では里親さんの状況を説明する児童相談所長をはじめスタッフさんからすごく丁寧で明確なお答えをいただいております。そして部会の委員の皆さんのご協力がありまして大変活発な意見交換ができていますと考えております。諮問件数8件に対して適格8件ということで、意見いくつかつけさせてはいただいておりますが、全て適格と判断でき今のところはほっとしているところ です。以上になります。

委員長：ありがとうございました。それでは続いて権利擁護部会の報告を部長さんお願いいたします。

部長：ありがとうございます。権利擁護部会の会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。資料3を御覧いただきます。1の部会の所掌事項につきましては、(1)(2)(3)ということで記載されているとおりでございます。ご確認いただければと思います。開催回数につきましては、令和4年度1回、令和5年度今年度に3回開催を行っております。今年度もう一回予定をしているということでございます。審議の件数につきましてはトータル4件ということで、内訳は親権停止の案件が3件、児童福祉法第28条の申立てが1件ということで、それぞれ部会で審議させていただき意見を添えて答申させていただいております。また4番として被措置児童等虐待の状況報告につきましては、1件調査済で虐待非該当という案件につきまして報告いただきまして、報告の内容に対してこちら部会の方で議論させていただき意見を添えさせていただいたところでございます。所管としましては、この権利擁護部会と

して扱う諮問案件でございますが、28条あるいは親権停止に関わることなどで、案件数は少ないですけれども、改めて児童相談所において保護者支援の取組みの難しさを感じているところでございます。また児相開設一年目ということで、それが影響しているんでしょうか、東京都児相からの移管ケースですとか、あるいは引継ぎというかたちで途中から対応するというようなケースが難しさを醸し出しているという印象も受けたところであります。そんな状況でありますけれども、児童相談所長のリーダーシップのもと、課題解決に向けた取組みに大変ご尽力ご苦労されるところを垣間見たところでございます。報告は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。それでは続いて児童虐待死亡事例など検証部会のご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。部会長がオンラインでのご出席ということですので画面の方を御覧いただければと思います。部会長お願いいたします。

部会長： オンラインから失礼いたします。資料の4に示されているとおりですが、部会の所掌事項については3点ございます。また開催回数については令和4年度が1回、令和5年度が1回ということになっております。主な議事として3点書かれておりますけれども、私たちの検証部会としましては、検証対象とそして検証実施基準ということでまず検討しました。その中ではこの検証というものは再発防止の観点から検証ということと、それにあわせて改善策を提言する、これらを目的として行うということになっております。また検証対象としましては大きく2種類ということで、一つが重大な児童虐待の事例は自治体の検証と同様としております。また国の通知を基準として児童虐待にある死亡事例および重大事例を対象とするということでございます。もう一つは、これは豊島区独自の取組みとなっておりますけれども、区内の児童福祉施設における死亡事故および重大事案などの重大事項についても私たちの検証部会の対象としているということです。主な児童福祉施設として想定されているところでは、保育所というところが挙がっておりますが、それ以外でも特定教育保育施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、小規模住居型児童養育事業および児童自立生活援助事業として里親として放課後児童クラブなどがこの私たちの豊島区としては独自の取組みとして検証の対象としております。検証基準でありますけれども、これも国の検証の手引きに示されているものに準拠して私たちも検証事例の検証の基準としていきたいというふうにしてしております。例えばその中でも虐待可能性として確実であるとか可能性が高いというのは、まさに事故による可能性は否定はできないが虐待の可能性が臨床的に高い事例というものが可能性が高いとしておりますけれども、この確実、可能性が高いというものについては、死亡事例は即時検証を行うということにしております。さらにお亡くなりにはなっていないのですが、生命の危機という重篤事例につきまして、また虐待の可能性中程度また低いと言われるものにおきまして、この豊島区では次年度選定対象ということで検証していきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、児童福祉施設、保育所等につきましては、重大事故については事例ごとに検証の要否や時期について検討したいとしております。なおこの検証のタイミングにつきましては児童福祉審議会、委員長と協議によって決定をするということでやっていきたいと思っております。また令和4年度事例報告につきましては、検証基準の該当する事例は無かったということで検証は行っておりません。最後となりますが、今後の部会の開催についてということで、即時検証すべき事例が発生しない場合、例年6月頃に定例部会を開催するとしております。また、検証対象となる事例がない場合は、検証部会部署の職員間における定期的な研修ということ、中身としましては他の自治体の事例共有などを行って実施していきたい、研修などをやったらどうかというようなことで議論がされました。最後、私たちの部会というのは開催することがないということ

が望ましい姿であるということで、今後も年一回の定年開催であることを願っているということでございます。以上です。ありがとうございました。

委員長： はい、ありがとうございました。では最後に、保育部会のご報告を部会長からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

部会長： よろしく願いいたします。保育部会の部会長を務めさせていただいております。資料 5 の方を御覧いただけたらと思います。お手元の資料に基づきまして保育部会の審議内容についてご報告させていただきます。部会の所掌事項につきましては記載のとおりとなります。このような所掌に基づきまして、令和 4 年度は 2 回、令和 5 年度は本日まで 2 回の部会を開催してまいりました。なお今年度第 3 回の部会を 3 月 8 日に開催の予定でございます。次に審議の状況についてご報告させていただきます。まず保育所等の認可に関する事項についての審議状況です。令和 4 年度は保育所の設置認可申請について 2 件、令和 5 年度は保育所設置に係る計画承認申請について 1 件の諮問を受け調査審議をいたしました。いずれも申請内容等につきましては、適当との答申をさせていただいております。なお 3 月の部会では本年度第 2 回の部会において調査審議いたしました保育所について設置認可申請に係る調査審議を行う予定です。次に保育所等に関する事業停止命令等に関する事項についての審議状況ですが、こちらにつきましては諮問および答申はありませんでした。その他保育部会において区より報告いただいた事項は記載のとおりです。最後に私の方から所感等をお伝えさせていただけたらと思うのですが、保育所は近年またいろんな状況が変わってきているというところで、事業譲渡による設置者の変更が今回あったのですが、今後も少子化に伴ってであったり、社会状況の変化に伴ってというところで、こういったものが増えていくのではないかなというふうに思っております。設置者が変わるなどあったときに、お子さんに不利益がないようにということで、総合的に委員の皆さんと協力して進めていけたらというふうに思っておりますし、今年度も委員から様々なご意見をいただきまして進めてまいりました。またその他の報告事項のところの第 2 回のところで、特別指導検査の実施についてというご報告をいただきまして、こちらにつきましては、昨今よくテレビとかの方でも報道されています不適切な保育に関わるような事例ではないかというところでご報告をいただいたものではありますけれども、こちらにつきましても、事務局の方でかなり丁寧にいろいろとご報告をいただきまして、どういうふうにしたら防いでいけるかであったり、今後起きたときにどうしていくかということであったり、そういったことも事務局の方でかなりいろいろと考えていただきまして、引き続き対応等考えていけたらというふうに思っております。以上です。

委員長： はい、ありがとうございました。各部会 4 部会からの報告が終わりました。それぞれの部会で今お話がありましたように、かなり詳細な調査議論なども行われております。決定そのものについては各部会に委任されておりますので、あまり詳しい話はここではなかったと思いますけれども、何かご質問全体を通じてございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご報告を承認とさせていただきたいというふうにお思います。それでは続きまして 5 の諮問のところに入っていきたいと思っております。次第の 5 本委員会、本審議会に対して区長からの諮問があります。ここはちょっと事務局の方でご進行をお願いしたいと思います。

事務局： はい、それではバトンタッチいたします。それでは区長、委員長前の方にお進みください。
ではお願いいたします。

区 長： では諮問をさせていただきます。豊島区児童福祉審議会委員長 豊島区長、豊島区児童福祉審議会への諮問について、下記の事項について貴審議会において専門的かつ広範な見地からご検討いただきたく、豊島区児童福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき諮問します。

1. 諮問事項 社会的養育推進計画の策定について

2. 諮問理由

(1) 児童相談所設置市として、令和 6 年度中に、国や東京都の動向も踏まえた上で、豊島区の地域性などを反映した「社会的養育推進計画」計画期間は令和 7 年度から 11 年度を策定するため

(2) 「社会的養育推進計画」の策定にあたり、児童相談所開設前から検討を進めている、区内への児童養護施設等の誘致について、あるべき姿を明らかにするため。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。精一杯委員会で検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

区 長： よろしくをお願いいたします。

事務局： 写真を撮りたいと思います。

区 長： どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 委員の皆様方には今区長がお渡しした諮問文の写しを配らせていただいております。

委員長： はい、区長から今諮問をいただきました。諮問内容は大きく 2 つになります。社会的養育推進計画の策定についてということと、社会審議それをつくって大きく広げていくための社会資源として、いわば施設が豊島区の中に社会的養護関係の施設がないということを踏まえて、つくるべきなのかそうでないのか、つくるとすればどのような種別の施設をどのようなかたちでつくっていったらいいのか、施設だけには限らずファミリーホームなども考えていくことも必要なかもしれませんけれども、その 2 つについての諮問をいただきましたので、それについての議論を進めていくかたちになるかと思います。また、あわせて諮問の議論体制ですけれども、これが議事の 6 になります。臨時部会の設置についてというところもありますので、ちょっとそれを最初に進めてから、この社会的養育推進計画についてのご意見を先ほど申し上げましたとおり頂戴できればというふうに思います。それでは事務局の方でこの臨時部会の設置について深く関係することですので、事務局から説明をお願いいたします。

6 臨時部会の設置について

事務局： はい、資料 6 でございます。臨時部会の設置についてご検討いただきたいと思います。設置の理由につきましては、ただいま諮問文にございましたけれども、大きく 2 つ、1 つは都道府県社会的養育推進計画の策定についてでございます。理由の方は記載してございますけれども、

計画策定の主体となりますのは、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市ということでございます。本区におきましても児相設置市といたしまして、策定を主体になったところでございます。令和2年から11年までの期を2つに分けまして1期と2期、すでに1期の部分は終了いたしましたして、令和7年からの2期の部分を策定していただくということになります。現行計画を策定している児童福祉設置区であります23区の中では世田谷区のみが第1期から計画の方を持ってございます。次期計画につきましては各児童相談所設置区に策定が求められているという状況でございます。また大きな2つめ、区内の児童養護施設等の誘致検討につきまして諮問文にございましたとおり、社会的養育推進計画の策定にあたりまして、区としての社会的養育のあり方を整理し、国や東京都の動向とも調整を図りつつ、あるべき姿を検討していただきたいというふうに考えてございます。スケジュールでございます。本日諮問を受けまして3月までに委員の選任をしていきたいというふうに考えております。なお委員の選任につきましては、児童福祉審議会委員長に指名をしていただきたいと思いますと考えております。4月以降に部会の開催を隔月程度開催して進めてまいります。10月には計画案を取りまとめ、11月にパブリックコメントを実施いたしまして、さまざまな意見を反映したのち、令和7年1月に答申ということで区長にお答えを回答していきたいというふうに考えてございます。委員につきましては、先ほどお話ししたとおり、委員長に指名を予定してございますが、5名程度を予定しております。場合によりましては、これよりも増える可能性もございます。また本委員会の委員長はオブザーバーとして参加する予定でございます。簡単ですが設置についての検討内容以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございました。すみません。また私申し上げるのを忘れました。どうぞ座ってご説明してください。それでは、今の臨時部会の設置についてですけれども、さきほど諮問いただいた諮問事項に関する議論もする臨時部会ということになると思いますけれども、何かここまですご質問ございますか。ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは5つめの部会というかたちになりますけれども、臨時部会ということで設置をして進めていくというかたちにさせていただきまして、また委員につきましては、事務局とそれから私委員長の方にご一任をいただければというふうに思いますので、ご了解いただければと思います。ありがとうございます。それでは次に資料の7に基づいてですね、都道府県社会的養育推進計画とはいったいどのようなものなのかということで、本区でも初めて策定することになりますので、少しご説明をいただいて、その後そうですね時間的には30分弱ぐらい時間がとれるかと思しますので、皆様方からご意見を頂戴できればというふうに思います。そしてその後頂いたご意見を事務局でとりまとめていただいて臨時部会の方に流していただき、そしてそれを議論の参考にさせていただくというかたちにさせていただきたいと思っております。では事務局の方から資料の7に基づいてご説明をお願いいたします。

7 都道府県社会的養育推進計画について

事務局： 児童相談課長です。どうぞよろしくお願いいたします。資料の7につきましては、リード文につきましては先ほど諮問の事項の中身、あるいはですね、先ほどの設置部会について同じような内容となっていますので、こちらについては割愛させていただきたいと思っております。項番の1計画期間につきましては、繰り返しになりますけれども、令和7年度から令和11年度5年間の計画となっております。位置づけとしましては、令和2年度に都道府県の計画が第1期として、6年度までの計画が第1期として策定しておりますので、今回の計画案は第2期と

いった位置づけとなっているところでございます。国の資料も含めて少しお話をさせていただきますと、1点ちょっと口頭で申し上げて大変恐縮ではございますけども、今回国が、この計画の見直しにあたって示している点、ポイントとしては3点ございまして、まず1つは、これまでですね様々な資源について記載をさせてきておりますけども、こういった各資源につきましては、しっかりとした整備目標を設定するといったことです。これまでも、里親の委託率等についての整備目標等を設置されているところでございますけども、引き続き、それだけではなくて里親等の数あるいは施設、あるいは子ども家庭支援センター、あるいは里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、権利擁護等などの体制などについても、整備目標を新たに設定するといったことが一つの特色となっているところでございます。2つめにつきましては、適切な評価指標の設定ということで、PDCAサイクルを効果的に運用するといった、そういった計画の作り方を求めているところでございます。そして最後はですね、昨今の改正されておりますが、児童福祉法の内容を踏まえた見直しということで、妊産婦等のですね、生活援助の事業の整備、あるいは里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築、あとは児童自立生活援助事業等の推進等々ですね、昨今の児童福祉法の改正を背景とした計画づくりといったかたちとなっているところでございます。資料の方に目を移していただきますと、項番2というところがございまして。今回の計画、策定すべきとされる各項目につきましては、資料の中で(1)から次ページにわたって(13)まで記載をさせていただいているところです。この各項目にあたりましては、国あるいは東京都の動向を踏まえつつまた調整をはかることを前提といたしまして、特にですね、今回特別区としましては「都区共通で策定すべき項目」、また「東京都が策定すべき項目」、「区が個別に策定する必要がある項目」この3点を考慮しながら計画の整理を策定の整理をしていくといったかたちとなつてございます。とりわけ東京都と特別区共通で策定する項目の整備の仕方につきましては、(1)から(13)の中でいくつか該当するところがございますので、その詳細等は今後ですね、東京都と特別区との間で協議が行われる予定となっているところでございます。参考までに、現計画は実は11項目でございまして、今回の項目は13項目といったところとなつてございます。今回の計画の中で少し変更点等、追加があったところについて、資料に沿ってご案内いたしますと、(2)の当事者であるこどもの権利擁護の取組がございます。その中にまた(意見聴取・意見表明等支援等)がございます。現計画の中でその部分がアドボカシーといったかたちとなつていたところが、意見表明等支援等というかたちに変わっているところがございます。また(4)の支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組、ここはですね、全計画の中にはございません。新しい項目として策定要領の中に入っているところがございます。(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組、こちらにつきましては、少し表記が前回と変わっております。前回はですね、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組となつてございました。この特別養子縁組につきましては、③のところにも入っておりますとおり、大きく体制のかたちは変わりませんが、その表題の出し方として少し変更があったということとなつてございます。(8)番、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組でございます。こちらにつきましては前回の里親等への委託の推進に向けた取組ということで、ファミリーホームといった文言についての表題が入ってございませんでした。そして次ページになりますけども(12)番です。障害児入所施設における支援、これが現行計画の中には入ってございませんでしたので、(4)の項目と同様新しい項目として策定業務の中に示されているものとなつてございます。以上がですね、第2期計画と少し第1期計画との比較もさせていただきましたけども、今後策定する大枠として示されている内容となつてございます。雑駁ではございますが、説明の方は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。都のつくっているもの、国のつくっているものから見て、新たに考えなければならないことも含めて詳しくご説明をいただいたことありがとうございました。この議論をする前に、少し国と東京都の方に確認をいたしました。国の方では昨日、社会的養育・家庭支援部会が、こども家庭審議会が開かれておりまして、そこにこの国が出す通知としての策定要領の、調整中ではありますけれどもアウトラインが既に出されておりますので、もし委員の方でご関心のある方は、子ども家庭庁のホームページでこども家庭審議会の社会的養育家庭支援部会のところを開いていただければいいかなというふうに思っております。この中では委員がそちらの部会の委員もされていらっしゃると思いますので、また詳しいお話なども後でしていただけるかなというふうに思います。それから都の方ですけれども、都の方も2月の初旬に、本委員が開かれることになっておりまして、そこで社会的養育推進計画の第2期の計画を策定していくということについての議論が行われることになっております。事前に都の考え方もお聞きしたところ、いま事務局のご説明にありましたように、基本的には児童相談所設置区として、やはり措置に責任を持つという意味では社会的養育推進計画を策定してほしいと願っているというようなことで、先ほどお話にありましたように、東京都の計画と区の計画で調整しなければならない意見があるよねというお話でしたので、今策定済みなのは世田谷区だけですけれども、他のところもこの都道府県社会的養育推進計画の策定に入っていくのではないかなというふうに想像はされます。ただそれは掴んでないということではありますけれども、そんなような状況でしたので、東京都の計画とそれから豊島区の計画をその関係事務方を中心に調整などをしていただきながら進めていく必要があるのかなというようにことを思いました。ちょっと補足説明をさせていただきましたけれども、そうですね20分ですので、30分弱ぐらい、あとは報告というかたちになりますので、報告の量が多いんですけども、先ほど申し上げましたように、なかなか部会が出来てしまうと、そこに委員の方々にご参画いただいてご意見を頂戴することができないものですから、いまそれぞれの現場で関わっていることで、社会的養育推進計画に関連することで、実情でも結構ですし、考えていることでも結構ですし、子どもたちの声でも結構ですので、どんなことでも結構ですので自由にご発言をいただければと思います。オンラインの方もぜひ声を出していただければというふうに思います。どなたからでも結構です。お手をお挙げいただければと思います。よろしくお願いいたします。ご質問を含めてでも結構です。臨時部会のほうに申し送りしてまいります。

副委員長： 都市部はですね、現在も社会的養護を必要とする子どもたちが非常に多いということで、少子化なので少し下がるかなと思ったらそうでもない。特に一時保護所が東京都の入所率が大体ひどいときは150%ぐらい、現在も今130%ぐらいなんですね、一時保護所でそんな状態ということで、一時保護をして3カ月以上一時保護所で暮らしている子どもたちが今30何名いるんですね。そういうことで一時保護が一時保護の機能をきちんと果たしていないというような状況もあってですね、児童相談所だけではちょっと難しいので、業界の部会としても引き受けてほしいと依頼があって、私どもの都社協の児童部会の施設長会の中で委員会をつくってですね、長くなっている子どもたちの今入所調整を児童相談所に協力しながら施設も今行っているという実態であります。そんなこともあるので、先週東京都の所管課の方に行って、東京都がもう少しリードをしながら、東京全体の視野でこんなことをつくっていこうよということ、もっと出した方がいいのではないかなということ为先週意見をしてきたんですけども、やっと今委員長から話があったように、東京都も専門部会をつくって一年かけてこの計画を検討するとい

うことになっているようであります。いずれにせよ、社会的養護のニーズが非常に高いということなので、それに沿った統計というんですかね数値、それから今後の推移というか、予想というか、そうしたものをしっかりと出して、特別区とくに豊島区としても計画をしっかりと立てていくということが必要があるのではないかと思います。特に一時保護が非常に長くなっている子どもたちで、いわゆるケアニーズが非常に高いというんですかね、子ども自身も様々な課題を抱えているということなので、なかなか里親さんだけでは対応できないのではないかなと思っていますので、設置した専門部会でしっかりと社会的養護の在り方という部分を検討していただけるといいかなと思っています。あともう一つの意見としては、先ほど東京都全体で調整するというのと、それから区独自で検討することということで分けて検討される必要があると思います。施設にいと、例えば豊島区の子、世田谷区の子、江戸川区の子が同じ施設に来るんですね、そうするとその子どもたちのサービスの違いが出てくると、一ホームの中で子ども間において、混乱する部分もありますので、やっぱり統一するべきところは統一しながらやらないと、里親さんだとか施設の中で混乱が生じてくる可能性があります。ぜひ豊島区の計画を立てるときに全国の動向だとかも含めて、それから東京全体の動向などもしっかりと踏まえて立てていただきたいなと要望も含めてですけども、話をさせていただきました。よろしくお願いします。

委員長： はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。どんどんご意見を出していただければと思いますが、はい、お願いいたします。

委員： 今回配られている資料の中でいうと、(6)に一時保護改革に向けた取組になっていますけど、いま豊島区の一時保護所には外部のアドボケイトさんは入っているのでしょうか、ということの確認と。あとこの計画を立てられる中で社会的推進計画ですから期間も限られていますけれども、ぜひ豊島区が関わっている社会的養護の子ども、豊島区の保護所の中にいる子、豊島区の措置から巣立った子、この子たちから直接意見を聞くということを何とか取り組んでいただけないかなと思います。要望です。よろしくお願いします。

委員長： はい、ありがとうございます。意見表明支援員の関係を回答だけお願いします。

事務局： はい、子育て支援課長です。現在豊島区ではいま、被措置児の虐待対応のために意見表明支援員を1名委嘱しておりまして、その方を活用させていただきまして、昨年10月より試行実施というかたちで、月1回意見表明支援員が一時保護所にいらっしゃる子どもの声を聞いているという状況でございます。来年度に向けては、月1回の意見表明支援員の訪問を軸にしまして、また改正児童福祉法に対応した取組を進めて参りたいと考えております。また里親さんへの意見表明支援員の訪問等による意見表明支援の実施につきましては、最初にやはり里親さんにも理解を得る必要があるというところから、まず啓発周知活動というところも力を入れて、そこから理解を得ながら、子どもの意見表明支援というふうに進めていきたいというふうを考えております。

委員長： はい、ありがとうございます。2点目の当事者参加というのはぜひ考えていかなければならないなと思います。その他いかがでしょう。どうぞ遠慮なく、日頃実践の中で感じていることでも結構です。はい、お願いいたします。

委員： 児童養護施設で関与している立場で一点、社会的養護の自立支援の部分ですね、非常に対応に苦慮しておりまして、日々悩みはつきないのですが、やっぱり二十歳過ぎて、自立支援はエンドレスということで、施設で担っているところではございますけども、どこまで行政や国がやってくれるのかというあたりがですね、やっぱりすごく大切な部分だと思うんですね。先日私どもの施設の出身の方の 75 才の方のお葬式を施設でやりました。かなり年齢が経ってしまってもどこも後ろ盾がないので非常に困難な生き方をしている方々がいらっしやって、そういった方々に対して区がやはり安心して大人になれる、自立できる、生活できる手立てというのが、見通しを立てられるようなですね、何か策が立てられたら、私どもとしては非常に、もちろん私たちが何もなくなるということではないんですけども、嬉しいなというところで意見を言わせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長： はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。どうぞお願いいたします。

委員： 一時保護所の問題についてなんですけど、数が足りない、もう溢れる状況になっているということですが、一時保護の嘱託医として業務というか機能させていただいて医療面としていくつか心配なことがありまして、いまの一時保護所の関係者と話し合いを進めているところです。それは例えばお子さんが病気になってお子さんを守るということも、感染症になって守るということも重要ですけど、BCP ですね、事業を継続するためには、それを見ているスタッフ、看護師さんはじめとするスタッフが倒れてしまって事業が継続できなくなるということが容易に起こりますよということなんです。一つはいま豊島区の麻疹ワクチンの第 2 期の接種これ 88% です。集団免疫を獲得するためには最低 94~5% 必要、つまりこれはある意味では、それはいつでもその麻疹の流行が起こりうる、麻疹は空気感染しますから、出てしまったらそこは全く使えません。予防はもうワクチンしかないんです。で、これは一時保護所の方と話し合いをして、そのスタッフの皆さんにワクチン接種をすすめてくださいということで実施していただきました。あとはインフルエンザとか、インフルエンザも中で流行してしまって子どもたちの感染がはっきりと出てしまった。ただ幸いなことに、これをケアするスタッフが次々と感染して倒れてしまうことがなかったんですね。で、こういう事態を想定して、この BCP の中に感染防止対策、予防できるものを徹底するというので、なんとか業務を継続するためのご協力をいただきたいんですね。要するに予算がいるということですね。例えば保健所を持っています、事業継続のために例えばタミフルを備蓄しているとか、そういうところがあるんですけど、もうこの児童相談所でもいつでもそういうものが使えて、まずその子どもさんを守るために、まず自分たちがそのケアを続けられることを考えなくちゃいけないんです。だからそういう面をもう一度 BCP をしっかり見直して、どうしたら防げるものを防いで、この事業を継続できるのかというのをもう一度しっかり考え直してみてもいいのではないかなと思います。このためにはどうしてもご理解とご協力が必要です。区長の本当に頼もしいですね、児相、一時保護所とても重要だとおっしゃっておいりましたので、ぜひこの面はご理解いただいて、所長をはじめとして、ぜひ協力していただいて、この対応をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長： はい、ありがとうございます。見逃しがちなとても大切な視点をご教示いただいたかと思えます。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

委員： 委員がおっしゃったことと関連するんですけども、医療だけではなく、スタッフが精神的

に非常に疲弊しているという実態がこの一時保護所及び児童相談所、児童養護施設にも存在すると思います。親が健全でなければ子どもも健全に育たないのと同じように、社会的養護を支えている職員さんがやはり精神的にハッピーでなければ、子どももハッピーにはなれないという、そういう姿勢をどうやってみんながサポートしていけるのか、非常に難しい問題なんですけれども、やはり職員さんの精神的ケアをなんらかの形で定期的に見ていくということが非常に必要なんではないかなというふうに思っています。これは、やはり先ほどおっしゃったように、どうしてもお金がかかる話なので、なかなかそこまで踏み込めないとは思いますが、そういう精神はぜひとも取り入れていただきたいと思います。それと先ほども、子どもの意見表明ということで、月一回第三者が入っているという話がありましたけれども、私も東京都で月一回一時保護所に行って、子どもから意見を聞くということを一年間やった経験がありますが、突然ですね、知らないおじさんお婆さんがやって来て、子どもたちがどれだけ本音のことが言えるのかというところが一番大きな問題だと思います。今までに比べればずいぶん進歩したとは思いますが、大変失礼ですけども、月一回やってますというポーズだけでは駄目で、やはりどうやって子どもの意見を、きちんと引き出せるようなシステムにするとかということが必要だと思います。もし誰かが頻繁にやって来て話をするっていうことがなかなか難しいのであれば、やっぱり先ほど言った、そのスタッフを元気にさせるということから始めて、スタッフが子どもからちゃんと意見を聞けるようなシステムにしていくという、大変難しい問題だと思いますけれども、ぜひそのあたりを検討していただきたいと思いますというふうに思っております。

委員長： はい、ありがとうございます。たくさんご意見をいただいたうえで申し送りというか、部会の方に進めていきたいと思っておりますので、どうぞたくさん出していただければと思います。はい、どなただろう。すみません、お願いいたします。

委員： はい、お願いします。いま発言のあったところの意見表明等の支援員というところで、いま私あの埼玉県の方で4月1日からスタートするというので、いま報告書をまとめているんですけども、この支援員の要請というところと確保というところが大変厳しい状況にあると、先ほどのお話にあったように、子どもの本音を聞き出すために、やっぱりある程度時間、そこにはある程度回数を訪問していくというようなことが必要になっていくとなっていくときに、埼玉県では当初のところでは、なかなかいま弁護士会とか社会福祉士会とか公認心理士会というような方々のところをお願いをして、希望する人に研修を受けていただいてという、登録していただきながらとなると、ある程度人数が限られていく、人数が限られていくとなると、訪問回数なども限界があるというようなこと、そんな中で本当に子どもとの信頼関係というのでできるのかどうかというようなところでは、今後そういった人員をいかに確保するかということと、そのための研修をどうするかというようなところでは、考えられるところでは、一般の区民の方々に対して研修等をしながらということも、一つの案になっていくのかなというところでは、そのこのところ意見表明等支援員要請というところですね、今からしっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。さらに私の個人的な案として県の方に言っているのは、一時保護所のところから関わった支援員がその後、社会的養護というか被措置児童になって、施設、里子として委託された子どもたちにも同一の支援員が出来れば月一回等訪問しながら、子どもと日常生活のところも含めてコミュニケーションをとれるような、そんな体制が考えられるといいのではないかなというふうに思っているのですが、それをするには先ほ

ど申し上げたように、人数も確保しなければいけないというところまで、豊島区においてもしっかりとこの支援員等も要請研修なども含めた人員確保の視点を持って取り組んでいただければというふうに思っています。以上です。

委員長： はい、ありがとうございました。あの意見表明支援の方で、例えばそれで子どものたちに不服があった場合には審議会に申し立てることができるというかたちになっていますので、そうしますと審議会が意見表明の意見聴取をしないといけないということになりますので、私たちが研修を受けるということが場合によっては出てくるかもしれません。そうしたことは全体の委員に関わる事なのか、どこかの部会にそれを委託するかたちになるのか、そこはまだ分かりませんが、考えていかなければならないことだろうなというふうに思いました。ありがとうございました。他いかがでしょうか。ちょっと委員にお聞きしてもよろしいでしょうか。家庭擁護推進が今回の養育推進計画の主な眼目になりますので、里親部会のご経験から何かございましたらお願いしたいと思います。すみません。勝手に私が指名で申し訳ないですけど。

委員： すみません、ありがとうございます。里親部会の委員として申し上げられればと思いますけれども、やはり代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組というところでまず乳幼児で保護されてきたお子様は、かなり手厚くケアされているのかな、家庭復帰となるときにもケアしようとしているのかなというのが読み取れるんですけど、乳児院に措置されるようなお子様の場合には、ぜひ特別養子縁組の可能性がないのかというところから探っていただきたいと思っています。できるだけですね、乳幼児の場合は里親さんに委託するというようなかたちをとっていただきたいなと思います。と申しますのは、もちろん児童養護施設にいるお子さんたちも里親さんに委託されるといいなとは思いますが、年齢とかその他の置かれている状況によっては、子どもたちが今慣れている施設に帰りたいといった思いも出てきますので、乳幼児小さいうちから里親さんにお預けすることで、家庭というものを知らないお子さんというのをまず無くしていくという取組から始めていただけたらいいなというふうに思います。里親さんの方も多くの場合、乳幼児のお子さんの方がとつきやすく苦情が少ない、必ずしもとは言わないんですけど、少なくなってくるかなというふうにも思います。もう一つは、先ほど出た点ですけど、社会的養護自立支援の推進に向けた取組ですね、委員の方から施設の現状についてもありましたが、里親さんの方でも東京都の方では措置解消から10年間お子さんをみてくださるということで、そういった自立支援の方がついてくださって、10年間はその子と連絡をとって、いろんな支援をしていくということをしてくださっているということを始めているんですけど、いろんな里親さんに聞きますと、10年間は自分の家でも何とか彼んとか子どもを励ましながらかん張りやっていくんだけれども、10年後からが問題だというお話も出ています。つまりその10年間があれば、一生懸命励ましているんだけど仕事が続かない、でまた辞めてきたというようなことを繰り返したときに、自分も10年経って年を取って、さあこの子はこの後一体どうなるんだろうかという途方に暮れた思いになるということを聞いておりますので、ぜひ10年と言わず、もちろん里親さんの方も施設さんの方も支えていこうという気持ちはありますけれども、何とかその子が自立するための方法というものを考えていけるといいなというふうに思います。

委員長： はい、ありがとうございました。突然ご指名させていただいて申し訳ございませんでした。有意義なご意見をいただけたかなと思います。他いかがでしょうか。

委員：先ほど職員の人材についてですが、児童相談所も施設も重要だということでお話が出たんですけども、相当昔の話ですけれども、私とても頑張っている県ということで、青森県に行ったときに児童相談所で働いている人たちが、なり手が多くて非常に人気の職種なんですよということを言われたことがありました。何で人気職種かというと、自ら研修計画を立てて、それでいろんな研修を、児童福祉司がやることができるという話を聞いて、すごいなと思いました。当時からすると非常に青森県が児童福祉司をたくさん配置したところなんですね、場合によっては海外研修なんかもあったりということで人気の職種ということで、ただ今でいうと、なかなかそういかない現状があったりするので、できれば職員の休みだとかそういうのを取ることには大事なんですけど、自ら自分の専門性を高めるために、こういうような勉強をしてみたいと主体的な研修に出られるようなシステムっていうんですかね、こういうものは児童相談所でも必要だと思いますし、私たちの施設も含めてでも必要だと思います。今もうプログラムで決められているので、どちらかというと面白くないと言ったら変ですけどね、自分で自分の能力は品質を高めていくとことをやっていくと、それがモチベーションに繋がっていくということになると思いますので、ぜひ職員育成はとても大事だと思いますので、発言させていただきました。

委員長：はい、ありがとうございます。もうひとつございますれば時間的には大丈夫だと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それではここで皆様方から頂いたご意見を3月以降でょうかね、発足する臨時部会の方に申し送りをさせていただいて、議論を進めていただくというかたちにさせていただきたいと思います。皆様ありがとうございます。

それでは、これから報告事項に移らせていただきます。報告事項はかなり盛り沢山で、(1)の豊島区児童相談所開設後の状況についてからその他のところの最後までですね、沢山ございすけれど、一括して(4)ですね、一括してご報告をいただいて、質疑をその後に行いたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは事務方の方から少し時間がかかるかもしれませんが、なるべく簡潔にご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 報告事項

(1) 豊島区児童相談所開設後の状況について

事務局：はい、それでは報告事項一番初めになりますけども、児童相談所開設後のですね状況につきまして、児童相談課長の方から報告させていただきます。資料の方につきましては1ページ目のところに、児童相談課所が取扱っている主な相談ということで記載をさせていただきました。また豊島区児童相談所が既存の子ども家庭支援センターと連携をしてございまして、そういった相談の流れの中で、子ども家庭支援センターが在宅サービスも含めてですね、支援にも関わっていくといった仕組みをとっているといった内容を記載させていただいております。併せて夜間の緊急体制としまして、児童相談所が出来たことによりまして、より良いですね区内三署の警察との連携を強化していく中で、一時保護ここにあたるですね、身柄通告等にも対応しているといった状況もございます。次のページにいきます。2月開設から1月1日時点ということで、12月31日までの通告、相談通告の状況です。総数といたしましては1,100件でございます。一番多いのは養護相談という中で被虐の相談、あるいはそれ以外の養育困難の相談が823件ということで、およそ7割を占めているというかたちになってございます。養護相談の中で被虐相談、これは虐待相談になりますけども、全体としては6割程度といったところとなって

ございます。月の状況につきましては記載のとおりです。大体平均して被虐の相談につきましては50件からですね、多いときに7月くらいで90件近く、あるいは10月にも80件いったことがございますけども、往々に平均して50件60件といったことで進んでいるところとなっております。虐待の対応件数につきましては、この後また説明いたしますけども、受理した件数、ちょうど真ん中のところに書いてございますけど、667件のうち児童相談所、援助方針審議会等で決定して対応に至ったケースにつきましては585件ということで、その対応率としては87%というふうに記載させていただいてございます。相談の受理経路としましては、やはり一番多いのは警察というかたちです。その後、家族とか親戚等もございますけども、やはり子ども家庭支援センターとの連携の中で通告等の相談も受理しているといった経緯がございます。3ページになります。虐待の通告対応です。先ほど585件の話をさせていただきました。その割合というかですね、種別としましては記載のとおりですけども、身体的虐待が数多く占めていると、またですね、年齢層につきましては、全体の虐待の割合から見ますと、やはり6歳から11歳の、ちょうど小学生といったところが、非常に多くなっているところとなっております。主な虐待者の状況につきましては、やはり実母あるいは実父といったかたちが多くなってございます。相談の通告の経路につきましては、先ほどのとおり警察、子ども家庭支援センター、先ほどですね、家族とか親戚などが本当は多いということになっておりまして、対応については、この時点では非常に数が少なくなっていますけども、虐待の通告の相談というか、むしろですね、愛の手帳の取得とか、障害、育成相談といったところに最終的には対応が回っているということで、数字としても少し差が出ているということは、そういうかたちとなっているところがございます。4ページになります。4ページは、先ほどいろいろと話題となりましたが、一時保護の状況です。豊島区児童相談所は定員が12名ということで、非常に小規模な支援保護所となっております。幼児が4名、学齢の男女が各4名というかたちです。2月から12月31日までの時点で見ますと、94件新規で保護いたしました。そのうち警察等の身柄通告は34件となっております。こちらの表を見ていただくとおり、やはり学齢の割合が非常に多くなってございます。で、また先ほど入所率に関わるところですけども、開設当初入所率100%を超えました。で、3月4月落ち着いたと思いましたが、また5月以降からですね、入所率つまり12人を超える日が続いているといった現状です。12月はやっと一度減りまして10名といった状況となっております。で、下の方は年齢の種別です。やはりこちらにつきましても、当然虐待をですね理由にですね、保護される子どもが多いですが、その年齢層としましては、やはり6歳から11歳ということで小学校経由が多くなっているところとなっております。一時保護所を解除した後の状況ですけども下の表になります。47と書いておりまけども、全体の56%が家庭復帰をしております。他自治体の児童相談所の移管ということで、保護される子どもが豊島区の子どものみではございませんので、他区、他市の子どもにつきましては、一時的な保護をした後ですね、移管というかたちで一時保護を解除されるといったケースが31%程度ほどございます。平均の保護日数につきましては、開所後11か月ですけど46日ということとなっております。はい次のページです。5ページです。社会的養育の状況です。先ほどの推進計画の話と少し関わりますけども、豊島区の子どもの状況ですが、施設養育につきましては78名の子どもが様々な施設等に入所をされてございます。それとまた家庭養育につきましては32人ということで、豊島区としましては今現状ですね、1月1日時点での数値ですと110人がですね、社会的養護のもとで生活されているといった現状がございます。年齢区分とかですね、虐待あるいは養育困難などの状況につきましては、資料をまた御覧いただければと思います。そして次のページに移ります。先ほど施設の方とあるは家庭養育の方についての開設以降のですね、入所の状況です。推移といたしましては、先ほどのとおり家庭養護よりかも施設養護の方が多いということ

で、その推移については開設後変わってございません。また施設養育の状況としましては、やはり一番多いのは児童養護施設の方に入所等をしているといった状況です。家庭養育につきましては、里親の養育家庭を利用している、委託されているといった状況でございます。下の方につきましては、参考までに補足資料として、各施設が各月に、措置入所しているような数値を記載をさせていただきました。参考までに御覧いただきたいと思います。そして最後になります。豊島区の児童相談所開設において一つ特色として掲げておりましたのが、三機関連携による相談支援の体制構築です。こちらにつきましては、児童相談所がですね、開設するにあたりましては、長崎県健康相談所にですね、母子保健分野の各施設が複合するかたちで整備してございます。この整備に伴いまして、既存の子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所部門になります長崎健康相談所、本庁がですね健康推進課も含めました、この三機関が連携して相談支援体制を構築してございます。この位置づけにしましては、資料のとおりで、一応「要保護児童対策地域協議会」の会議体の一つに位置づけされておまして、下のところに目的がございます。3つの目的にそった家庭を支えるといったことで、三機関が連携して様々な支援に取り組んでいるところでございます。その中の特色としましては、各機関ですね、それぞれ今までですね、通告、あるいは家庭復帰に向けたツール等を持ってございました。例えば、アセスメントシートであったりとかですね、様々な確認シート等ございました。そちらをですね、今回三機関において共有することでですね、それぞれの立場、立ち位置の中で機関が共通認識を持って一つのケースに取り組んでいくといった、そういった取組をしております。実績としましては、2月開設から12月末の数字になりますけれども、全体としましては200件以上の対応をしてきてございます。その中でざっと見ますと、虐待においては心的虐待、あるいは養育困難といったところが非常に数字として多くなっているところとなっております。非常に簡単ではございますが、開設以降児童相談所の状況につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

（2）豊島区子ども家庭支援センターの状況について

事務局： 続きまして、子ども家庭支援センターの状況につきましてご報告させていただきます。子ども家庭支援センター所長の山本です。よろしくお願いいたします。資料9をお取り出しください。子ども家庭支援センターは、妊娠中から概ね18歳までのすべての子どもと家族を対象とするあらゆる相談に応じている施設でございます。豊島区では東西2か所の子ども家庭支援センターで、虐待・子育て・発達・障害・ヤングケアラーなど、すべての相談に応じております。まず、児童虐待等の相談に関する状況でございます。こちらはですね、区の児童相談所が出来るまでの間は、虐待相談につきましては第一義的な窓口が子ども家庭支援センターになっておりまして、これまでの受理件数になっております。（1）は児童相談所開設までの状況になっております。令和3年度までは純粋に子ども家庭支援センターで受理した件数になっておりまして、4年度はですね、2月・3月が児童相談所ができた数字が含まれたものになっております。一番右端にですね、児童相談所で2か月分受理した分を足しますと、全部で907件のご相談を受けておりまして右肩上がりの状況が続いている状況になっております。（2）は児童相談所開設後の状況になっております。こちらはシステム上から抽出した数字になっておりまして、児童相談所の統計とちょっとずれている部分が多少ございますけれども、区全体のものと児童相談所が緑の、子ども家庭支援センターが青のラインになっております。続きまして、②その他の相談状況になっております。児童虐待以外の相談をそれぞれグラフにしたものになっており

ます。同じく児童相談所が緑で、子ども家庭支援センターが青いラインになっております。③は令和5年の相談総数になっております。オレンジが児童虐待の相談で、青のラインがその他の相談になっております。区全体で虐待や虐待以外の相談は全てで1,532件となっております。児童相談所と子ども家庭支援センターが両方関わる家庭につきましては135件となっております。(3)は令和5年度の子ども家庭支援センターの相談受理状況になっております。こちらは4月から11月までで248件となっております。相談通告の種別はグラフにあるとおりになっております。主な虐待者の割合につきましては、実母が55%、実父が42%となっております。④は通告児童の年齢になっております。図はこちらのようになっております。その他の相談件数につきましては、11月までに150件受理しております。相談の種別につきましては、養育困難が一番多くなっておりまして78%、次いで特定妊婦17%となっております。その他の相談の児童の年齢は、こちらの図のようになっております。子ども家庭支援センターから区の児童相談所に送ったケースの状況でございます。こちら送致(虐待)のものが19件、虐待以外のもので送ったものはございませんでした。こちらにあります対応依頼となっているものは東京都で言う援助要請にあたるものになっております。虐待が10件、虐待以外のもので2件となっております。その他受理前の協議をすることになっておりまして、情報提供にあたるものが22件、合わせて合計53件ございました。⑤児童相談所から子ども家庭支援センターの方に送った逆送致等の数になっております。面前DVが13件、鳴き声通告が8件、その他の虐待は面前DV以外の心理的虐待が2件ありました。その他の相談のものが1件ございます。区児相から子ども家庭支援センターに対応依頼があったものが26件、合わせて50件となっております。児童相談所との役割分担についてご説明させていただきます。先ほど児相の方からご説明がございましたけれども、児童相談所の設置をきっかけに三機関での連携が始まっております。特に虐待の進行・再発防止が必要なケースについては、三機関がのりしろ型の支援を行い支援の狭間にケースが落ち込むことがないように、それぞれの強みを生かしながら丁寧に進捗管理を行っております。4ページの上に分布を書かせていただいております。専門的な対応と進行・再発防止をするケース、その下が予防的支援のケースというかたちで、保健所が進行から再発防止までを支援しております。子ども家庭支援センターの広場機能は、再発防止の真ん中くらいまでのケースを取り扱っておりまして、豊島区の児童相談所は専門的な対応から進行・再発防止までを取り扱っております。子ども家庭支援センターの虐待対応を行う相談支援と連携調整のグループは予防的支援のグレーゾーンのあたりから進行・再発防止から専門的な対応が始まる入口位までを支援しておりまして、この真ん中の進行・再発防止のところは特にそれぞれの機関が重なり合うように受理をしまして、支援をしているところでございます。次2番、要保護児童対策地域協議会についてです。こちらは児童福祉法第25条の2に規定されている機関で、豊島区におきましては、子ども家庭支援センターを要保護児童対策地域協議会の調整機関と定めてネットワークの運営に当たっております。会議体の実施状況につきましては、御覧の図のようになっておりますのでご確認いただければと思います。続きまして5ページ(2)児童虐待の対応力強化や関係機関との連携強化の取り組み。相談ワーカーの強化や関係機関との連携強化で様々な研修を実施しております。6ページにいただまして、子ども家庭支援センターの職員による出張講座の実施を実施しております。こちらは区の関係機関に向けて職員がそちらに伺いまして、それぞれのテーマに合わせて研修をしております。児童虐待や、ヤングケアラー、児童相談所についてなどの勉強会をそれぞれ実施しております。区内の専門学校や大学、NPO団体にも実施をしております。③としまして、構成機関の拡充です。やっぱり見守りの目が地域の皆様に必要ということで要保護児童対策地域協議会の新規加入の団体の推進を継続しております。現在84団体での構成になっておりますが、引き続き見守りの目を広げるために加

入を促進してまいります。(3) 児童虐待の防止活動の展開でございます。行政機関だけでなく、地域の皆様や関係団体の協力を得まして、様々な活動をしております。一つ紹介させていただきます。まずオレンジリボン活動です。こちらは地域の皆様、更生保護女性会や近隣の大学・専門学校と連携しまして、手作りのオレンジリボンを作成しております。作成しましたオレンジリボンにつきましては、街頭キャンペーンですとか普及啓発活動に使わせていただいております。毎年 2,000 個位ずつ作っていただいております、様々な啓発活動に使わせていただいております。あとは御覧になっていただきまして、ずっと進んでいただきまして、8 ページの始めでございます、子どもの相談カードの配布です。こちら区長からもご紹介ありました、子どもに親しみやすいキャラクターを作りまして、うさぎのようなキャラクターを「なやみみ」、黒い鳥のようなキャラクターが「すいとり」という名前になっております。こちら子ども達から名前を公募いたしまして、約 3,000 人のお子さんからお名前を頂きました。そこから一番多かった「なやみみ」と「すいとり」というキャラクターを活用しまして、相談の普及啓発をしております。このキャラクターは広聴はがきの子ども版、子どもレターというものを取り組んでいるんですけれども、区長に直接手紙が届けられる子どもたち向けのものにも活用されております、その他子どもの権利相談室ですとか、子どもの相談窓口がすぐに分かるようにということで、現在このキャラクターを啓発キャラクターとして活用しながら、様々なお子さんたちが自ら相談に繋がる力をつけるための取組みを進めております。⑧の支援対象児童等見守り強化事業につきましては、別紙を付けさせていただいております。追加資料の 9 を御覧ください。こちらはコロナ禍から始まった事業でございまして、やはりコロナの期間に見守りの目が、学校がお休みになったりということで、少なくなったことを受けまして、NPO 団体と連携しまして、家庭を訪問してお子さんの状況を確認する事業になっております。対象児童は支援を必要とする世帯ということで、こちら書かせていただいている事業となっております。15 ページです。失礼しました、15 ページの追加資料をご確認ください。毎月 1 回、食材の提供と併せて対象世帯を訪問することで、お子さんの安全確認を行うとともに、お子さんの把握した子どもの状況を区に報告していただきまして、必要に応じた支援を実施しているものでございます。令和 2 年度から令和 5 年度まで 4 年間それぞれ期間や対象人数は違っているんですけれども実施しております。実績につきましては、こちらの図のようになってございまして、③の対象児童数ですね、令和 2 年度は対象世帯が 400 世帯でしたので、すごく多くなっているんですけれども、令和 4 年・5 年は 200 世帯でしたが、お子さんの数にしますと、278 人、251 人といったお子さんの見守りを継続しております。その中から児童虐待を受理したケースが令和 2 年度は 7 件、令和 3 年度は 5 件、令和 4 年度は 2 件、令和 5 年は 11 月までで 3 件というかたちになってございまして、それぞれ見守りの中から危ないケースにつきましては、きちんと受理をして対応している状況になっております。年度の途中で終了する世帯があるんですけれども、施設入所をしたり、他区に転出した場合は終了しておりますが、それぞれ見守りの目を依頼して終わっております。地域の NPO の見守り支援員さんが 70 人以上の方が見守りをさせていただいております、続き 16 ページに行ってくださいまして、効果を書かせていただいております。毎月決まった見守り支援員さんが行ってくださいまして信頼関係を深めて顔の見える関係が構築されております。やはり行政だけではなしえない、地域の方が繋がっていただくことで、見守りの目が増えて孤立した子育てにならない仕組みが構築されてまいりました。ではお戻りいただきまして、8 ページにお戻りください。3. 子ども家庭支援センターの各種事業についてでございます。こちら様々な事業がありますので、後ほど御覧になっていただけたらと思います。進んでいただきまして、(7) 発達支援事業でございます。こちらは西部子ども家庭支援センターが、豊島区の区立の唯一の児童発達支援事業所となっております、お子さんの通所指導ですとか、

個別の相談に応じております。11 ページに進んでいただきますと実績がございます。年々相談数が増えておりまして、4 年度と 5 年度、今年度途中の 11 月末までの数字を載せさせていただいております。既にご相談される方は昨年一年間の人数に迫いつくような相談を受けております。ニュースでもあります、やはり発達支援の発達の相談が非常に増えておりまして、それぞれ契約無しでご相談を受けているケースと訓練に進むご家庭とありまして、それぞれ統計を載せさせていただいております。種別などは詳しく書かせていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。12 ページの下の方に行ってくださいまして、ショートステイ事業です。こちらはですね豊島区の中に児童養護施設がないので区外の施設をお借りしまして、宿泊型の支援を実施しております。年間 12 泊まで拡大しましてご利用いただいているところでございます。13 ページに進んでいただきまして、それぞれの施設と受け入れ人数などを書かせていただいております。ご確認いただければと思います。こちら要支援ショートステイが平成 30 年から始まりまして、年々需要が多くなっております。今年度は、本当に土日などは競合してしまって一杯一杯というところでしたので、拡充を検討しているところでございます。最後 14 ページ、(9) バースデーサポート事業です。こちらは令和 5 年度中に 1 歳を迎えるお子さんに商品券をプレゼントしながら家庭訪問してお子さんの状況を確認する事業になっております。保育園に入園しているお子さんはアンケートにご回答いただきまして、必要に応じてご要望があったときに家庭訪問をさせていただいております。その他家庭保育のお子さんは家庭訪問させていただいております。保護者にご家庭のお子さんの健康状態などを確認している事業でございます。対象児童は 1,770 人で、現在アンケートなど訪問が出来ている家庭は 78.0%、残り 22.0%を今対応しているところでございます。ご報告は以上でございます。

(3) 豊島区の子どもの権利擁護について

・としま子どもの権利相談室

事務局： 続きまして、資料 10 でございます。としま子どもの権利相談室を開設いたしましたのでご報告いたします。まず概要でございます。一つ目のマル、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定しております。その条例の趣旨を踏まえまして、子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談窓口を昨年令和 5 年 9 月に開設いたしました。相談室には、子どもの権利相談員が配置されておりまして、相談員が子どもからの声や SOS を受け、権利侵害にかかる相談を第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなげ、権利侵害された子どもの迅速かつ適切な救済を図ってまいります。権利侵害にかかる適切な相談につなげるために、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について正しく理解できるよう、条例の趣旨や子どもの権利の普及啓発を図る条例としてまいります。体制ですけれども、第三者機関である子どもの権利擁護委員は、弁護士 2 名、子どもの権利相談員は 2 名、事務局職員として 3 名配置しております。開室時間は火曜日から土曜日の 10 時～17 時 45 分まで、現在土曜日の開室は準備中でございます。相談業務でございますけれども、相談内容は特定の分野に限らず、すべての権利侵害全般について、相談を受けるようになっております。なかなか子どもが自分の権利侵害について理解できない場合もございます。悩み事はすべて受けるということで対応しております。それから対象でございますけれども、区内在住、在学、なかには在勤の方もいらっしゃると思います。18 歳未満のお子様すべてとして、子どもの侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も受けております。相談方法は、相談室がございますので直接対面、電話、メール、手紙、FAX でも受けているところでございます。豊島区の相談室の特徴といたしまして、アウトリーチを実施いたします。相談員がスキップ、こちら小学生が放課後過ごすスキップでございますが、子ど

もスキップや中高生センタージャンプ、児童相談所などへ赴きまして、子どもの身近な施設に定期的に訪問いたしまして、子どもとの関係性を構築し、子どもからの相談へつなげてまいりたいと思っております。なお実際に1月からは子どもスキップに定期的に訪問を始めております。相談から救済までの流れといたしまして、相談員が子どもや子どもに関わる大人から相談を受け、権利擁護委員と連携しながら、内容に応じて関係機関と調整を行ってまいります。また、権利侵害に関する救済の申立てがあった場合には、権利擁護委員が権利侵害に関わるかどうか審議し、調査し、関係機関等と調整を行い、必要に応じて是正要請を行うことができます。これによって子どもの権利をしっかりと救済してまいりたいと思っております。次のページを御覧ください。権利相談室の様子でございます。左側が相談スペースでございます。大きなソファやぬいぐるみ、それからクッションなども配置して、子どもがリラックスできる空間で相談ができるようにしております。それから右側にはですね、このような家具を置きまして、子どもの権利のパネルを展示したり、子どもが分かりやすい内容のパンフレットを配置し、絵本やマンガを読むこともできます。なお、これらの家具ですけれども、この子どもの権利に関わる事業について理解をしていただきました IKEA さんに、こちらの方を寄付していただいたところでございます。そして最後、としま子どもの権利相談室のこれまでの4か月間の集計データを簡単にまとめたものでございます。これまで相談を受けた件数は21件、終結件数が12件、現在継続しているものが9件でございます。他からの相談窓口や機関からの繋がったものとしては7件でございます。相談内容といたしましては、一番多いのは家庭の問題、保護者、親との関係や兄弟関係、そして学校でのいじめ、親からの虐待、そして学校の対応などが上位になってございます。また、子どもの年齢分けでございますけれども、記載のとおりでございますが、未就学児からの相談もでございます。こちらは保護者と一緒にやってくる場合がこちらに入っております。終結した12件ですけれども、先ほど相談員と権利擁護員が調整とございましたが、助言や支援によって終結したものが9件、他機関へつないだもの、他機関の内訳は、子ども家庭支援センターが1件、児童相談所が2件、合わせて3件となっております。報告は以上でございます。

・ヤングケアラー支援

事務局： 続きまして、ヤングケアラーの支援についてご説明させていただきます。豊島区では昨年度「ヤングケアラー実態把握調査」を実施しまして、相談したいことがあると回答したお子さんたちの希望する相談方法の中で一番多かった「直接会って相談したい」という意見を反映しまして、令和5年4月1日から、東部子ども家庭支援センターに「ヤングケアラーの常設相談窓口」として設定しまして、新たに2名のヤングケアラー支援コーディネーターを配置しています。ヤングケアラー支援コーディネーターは4つの役割を持って活動しております。真ん中あたりにいっていただきまして、1. 相談支援業務です。ヤングケアラーへの直接の個別支援や家庭支援を実施しております。(2) 実績です。令和5年4月～11月末時点で22世帯を支援しております。(3) 児童が行っているケアの内容です。きょうだいに対するケア、障害のあるお子さんですとか、幼いきょうだいのケアをしている世帯が14世帯、保護者のケアをしている世帯が8世帯でございます。2番目に普及啓発活動です。ヤングケアラー支援のフローである「気付いて、つないで、支援して、見守る」という実践に向けて、周囲の理解を促進するために様々な活動しております。啓発リーフレットを作成しまして、お子さん向け・支援者向け・中高生向けの3種類を使いまして、啓発活動を行っております。あと、中高生センタージャンプへの巡回をしておりまして、2か所のジャンプが豊島区にはあるんですけれども、コーディネーター

が直接ジャンプに伺いまして、子どもたちに普及啓発活動をしながら相談も受けております。現在ジャンプの巡回では2件の相談を受けております。その他庁舎内でデジタルサイネージを使いまして相談窓口をご案内しております。3つ目に研修です。関係機関向け研修とヤングケアラーのコーディネーターが直接出張講座を行っているもの、あと区の職員向けにはイーラーニングを活用しまして研修を実施しております。最後に会議体の開催です。「ヤングケアラー関係機関連絡会議」というのを12月12日に開催しております。庁内の関係部署だけでなく、地域の関係機関と連携した体制を強化するために、様々な機関にご参加いただきまして実施させていただきました。意見交換では、手伝いとケアラーの見極めが難しい、見守りの視点やヤングケアラーだけでなく若者ケアラーの支援についても、それぞれの機関の対応状況やできる支援などについて共有することができました。今後も定期的開催し、ヤングケアラー支援の円滑な連携を促進していきたいと考えております。豊島区ではヤングケアラーを要対協の枠組みの中で見守れるように養育困難家庭として受理して対応してまいります。今後も支援して、きちんと子どもたちが子どもらしい生活を送れるよう支援していきたいと考えております。以上です。

(4) その他

・児童養護施設退所者等支援事業

事務局： 続きまして、ちょっと短くお話をさせていただきます。資料の12報告事項の「児童養護施設退所者等支援事業」について簡単にお話をさせていただきます。先ほどから委員の皆様から児童養護施設を退所した後の支援ということのお話いただきました。まず5年度の補正予算で経済的支援というものを実施をしております。支度金としまして上限20万円で、用途アパート等の賃借や生活必需品用の購入費用となっております。対象者は義務教育終了年齢以上の者となっております。また給付型奨学金といたしまして、最大4年間、年額上限50万円の奨学金がございます。こちら令和6年度の入学金、授業料、施設費等の一部となっております。対象者18歳以上の者となっております。加えまして、相談支援を令和6年度に今投資予算に計上をさせていただいております。豊島区の措置により児童養護施設等で暮らす児童及び豊島区内の里親等のもとで暮らす児童、また退所者等を含みまして、支援コーディネーターによる継続支援計画の策定、こちら施設等に支援コーディネーターが自立前から児童を訪問しまして、自立後の生活に向けた「継続支援計画」を作成しまして、その後も自立した後も面談やメール、電話等による継続的なコミュニケーションにより伴走支援を行ってまいります。また自立前後の生活相談及び支援事業の実施ということで、定期的に訪問しまして、また当事者同士の交流や情報交換の場や機会の提供等をするを予定をしております。以上となります。

・子ども家庭センター（案）

事務局： では最後に、こども家庭センターについてご説明させていただきます。資料14になります。児童福祉法が今度改正されまして、子ども家庭センターの設置が努力義務となりまして、豊島区での取組みについてご説明させていただきます。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体的に運営する施設として、2番のような案を検討しております。こども家庭センターに求められる要件、今申し上げました、母子保健と児童福祉の一体的運営と、センター長と統括支援員の設置を満たすために、既存組織に機能を付与する方向で検討しております。センター長に子ども家庭部長、副センター長に保健所の健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を設置することによりまして、両部の円滑な連携を実現したいと考えておりま

す。子育て世代包括支援センターの役割につきまして、こちらの図にあります下の保育課、子育て支援課、こども家庭支援センターと保健所が担っておりまして、それぞれがこども家庭支援センターの機能を持つことになります。3、こども家庭センターの機能についてです。こちらはシステムを共有することで、迅速な情報共有を図りまして、速やかな合同ケース会議の実施やサポートプランの立案を実現していきます。（2）一体的に行う事業につきましては、現在豊島区で行っている「ゆりかごとしま事業」というのがありまして、妊娠届出時の保健師による「ゆりかご面接」と出産後に子育て支援課やこども家庭支援センターで行っている「おめでとう面接」につきましては、こども家庭センターの事業となりまして、速やかに、連携し支援を提案していきます。② としまして、2月から始まる「子育て世帯見守り訪問事業」においても、生後4か月から11か月までの委託事業者による全件訪問した後、「こども家庭支援センター」が速やかに情報共有を図りまして、必要な支援について検討し、提案してまいります。「子育て世帯見守り訪問事業」につきましては、子育て支援課長から説明させていただきます。では先ほどご説明しましたが、これで終了させていただきます。

委員長： はい、ありがとうございます。大部に渡る貴重な活動のご報告、あるいは新しい企画、新しい事業の報告もいただきました。時間が大分押しておりますので、ご質問があれば出させていただくのと、それから事務局にご提案というかお願いですけども、おそらく今日の報告の中で聞きたいことが結構あるんじゃないかと思うので、ご意見をいただくのはまた機会をつくっていただくわけですけども、その中にご質問も受けていただいて、それで必要に応じて電話やメール等々でご回答いただくようなことがあってもよろしいでしょうか。すいません。ではそのようにさせていただきます。この場では時間も押しておりますので、特に今必要なことがあれば2,3お受けできるかなとは思っていますので、何かございましたらお願いしたいと思っています。よろしいでしょうか。ぜひご質問はメール等でお寄せいただければ、事務局の方で必要なご回答をさせていただくことになるのではないかと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは今日予定していた案件は終了になります。最後ちょっと無理無理締めてしまったようで恐縮なんですけども、ご協力をいただきましてありがとうございました。終わりにあたりまして、最後までお聞きいただいてご参加いただきました区長の方から一言コメントを頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

区長： 本日は長時間ありがとうございました。一年ぶりの審議会ということで報告が盛沢山になりました。私も委員長と全く同じことを考えておりましてですね、次に報告するときは先にしっかり資料をお送りしまして、この場ではご質問とご意見をいただき、子どものために次につなげられるような時間としたいというふうに思っております。今日は説明一方的で恐縮でございました。また今日は諮問をさせていただきました。社会的養育についての計画とそれから施設、里親等々今後委員長とご相談して委員をお願いをさせていただき、臨時の部会を開催をさせていただきます。また都度都度各委員の皆様にもご意見を伺うことになろうかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。今日も本当に様々なご意見をいただきましてありがとうございました。諮問案件はじめ、様々なご意見をいただきまして、そのご意見を活かしてご検討を進めていただくとともに今日いただいたことで行政として検討すべきこともいくつもございまして、それは国と並行して、検討を進めたいと思っております。では最後時間が押しすぎて恐縮なんですけれども、一言ずつですね、24時間365日の児相を背負っております所長と、それからこの児福審を所管しておりますのと、それから設置時事務全体を見ております子ども家庭部長の副島から一言申し上げさせていただきますまして締めさせていただきますと思います。

所 長： 長時間ありがとうございました。児童相談所が開設一年を迎えられましたのもここにいらっ
しゃいます審議会の委員お一人お一人のご助言お力添えがあったからと考えております。これ
から二年目に向かいます。出来ればと言いますか必ずですね死亡事例、検証事例だけは行わな
いそんな強い覚悟で、こちらにいらっしゃる児童相談課長含めてですね、児童相談所 100 名の
職員一丸となって、区長、先ほど職員のこともお話しいただきましたが、区長は職員をつぶさな
いということをですね、区長就任のときに強くかめいされました。私ども様々な辛いところも
ございますけれども、皆様と歩みを一つにして職員をつぶさない、誇り高い区にできた良かつ
たと誇れる施設にしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

子ども家庭部長：

本日はありがとうございました。子ども家庭部長でございます。今、所長が申し上げたように、
児童相談所が豊島区でスタートしまして一年が経ちました。これからずっとこの児童相談所を豊
島区は背負っていく、背負っていくという言い方はおかしいですね、運営していく、この覚悟を
持って職員の育成含めて、私ども子ども家庭部全体で務めてまいります。冒頭で区長が申し上げ
たように区全体で取り組んでおりますので、委員の先生方、委員の皆様からお聞きした意見表明
も含めまして、子どもたちのためにしっかりと進めてまいります。職員 2,000 名が応援団として
やっていきますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

委 員 長： ありがとうございます。それでは委員の方から何か最後にございますでしょうか。よろし
いでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それで
は議事はこれで終了ということになりますので、事務局の方から今後の予定等についてご説明
をお願いいたします。

事 務 局： はい、ありがとうございました。今回の議事に対するご意見は質問票を受付けておりますの
で 2 月 7 日までにメールの方でお送りいただければと思います。また本日の議事録作成終了後、
皆様に確認をしていただきますので、メールの方チェックをお願いしたいと思います。またお
車でお越しの方いらっしましたら、駐車券利用にする手続きを出しますので事務局の方
にお声掛けいただければと思います。ありがとうございます。

委 員 長： はい、ありがとうございます。確認になりますが、ご意見のところにご質問を寄せても大丈
夫でしょうか。はい、すみません、恐縮ですがよろしくお願いいたします。それから次回の委
員会の目安はありますでしょうか。追ってというかたちになりますか。

事 務 局： はい、またこちらからご連絡をさせていただければと思います。できれば年に 2 回ぐらいの
開催を考えておりますので、また確認いたしましてご連絡をさせていただきます。

委 員 長： 分かりました。ありがとうございます。それでは以上をもちまして、豊島区の児童福祉審議
会第 2 回本委員会をこれで終了させていただきます。私の進行の不善で若干時間がオーバー
してしましまして申し訳ございませんでした。今日はありがとうございました。